一関市有害獣侵入防止柵設置事業実施要領

第１　趣旨

一関市有害獣侵入防止柵設置事業（以下「事業」という。）の円滑な実施を図るため、一関市有害獣侵入防止柵設置事業費補助金交付要綱（平成 24 年３月 30 日付け一関市告示第 62 号。以下「要綱」という。）によるほか、この要領により実施するものとする。

第２　事業実施主体

事業実施主体は、要綱第２の(2)に規定する農業者等とする。

第３　事業の内容等

農業者等が、要綱第２の(1)に規定する有害獣による農作物被害軽減のため、同第２の(3)に規定する農地等への電気柵及び金網柵を設置する事業とする。

第４　事業の実施

１　事業実施計画の作成及び承認

(1)　農業者等は、事業を実施するときは一関市有害獣侵入防止柵設置事業の実施計画の(変更)承認申請について（様式第１号）、事業実施計画書（様式第２号）及び収支予算書（様式第３号）を市長に提出するものとする。

(2)　市長は、提出された事業実施計画を審査し、適当と認められる場合はこれを承認し、農業者等に一関市有害獣侵入防止柵設置事業実施計画の（変更）承認について（様式第４号）を通知するものとする。

２　事業実施計画の変更

事業実施計画の重要な変更は、次に掲げる変更とし、変更しようとする場合は、１に準じて行うものとする。

(1)　事業の中止又は廃止

(2)　事業費の 30 パーセントを超える増減

第５　事業の着手

１　事業の実施については、一関市補助金交付規則（平成 17 年一関市規則第 52 号）に定める交付の決定後に着手するものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図るうえで、緊急かつやむを得ない事情による場合は、市長に、一関市有害獣侵入防止柵設置事業補助金事前着手届（様式第６号）を提出し、交付決定前に着手することができるものと

する。

２　１により、交付決定前に着手した事業については、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任に帰する。また、交付決定を受けるまでの間は、計画変更事務処理は行わないこととすることから、着手する必要性を十分に検討したうえで、適正な実施に努めるものとする。

第６　事業完了確認等

１　農業者等は、事業が完了したときは一関市有害獣侵入防止策設置事業完了届（様式第５号)、事業実施実績書（様式第２号）及び収支精算書（様式第３号）を市長に提出するものとする。

２　市長は、１の届出があったときは、速やかに事業完了確認を行うものとする。

第７　その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、平成 24 年度の事業から適用する。

この要領は、平成 29 年度の事業から適用する。

この要領は、令和５年３月 22 日から施行し、令和５年度の事業から適用する。